



(依存対策課の所掌事務)

第十一条 依存対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 カジノ行為に対する依存の防止に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 カジノ行為に対する依存の防止のための措置に関する企画及び立案に関すること。

三 カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘の規制に関する企画及び立案に関すること。

(監督調査部に置く課)

第十二条 監督調査部に、次の四課を置く。

監督総括課

規制監督課

調査課

財務監督課

(監督総括課の所掌事務)

第十三条 監督総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 監督調査部の所掌事務に関する総合調整に関する事務をいう。第十五条第一号において同じ。に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事務をいう。第十五条第五号において「審査費用」という。の算定に関する事務をいう。

三 カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査に関する事務の総括に関する事務をいう。

四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第二百三十条第一項の費用（第十五条第五号において「審査費用」という。）の算定に関する事務をいう。

五 監督調査部の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、監督調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をいう。

(規制監督課の所掌事務)

第十四条 規制監督課は、次に掲げる事務（第一号から第三号までに掲げる事務にあっては、総務企画部並びに調査課及び財務監督課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 カジノ事業の監督に関する事務をつかさどる。

二 カジノ施設供用事業の監督に関する事務をつかさどる。

三 カジノ関連機器等製造業等の監督に関する事務をつかさどる。

四 カジノ施設の適正な利用に関する事務をつかさどる。（総務企画部の所掌に属するものを除く。）。

(調査課の所掌事務)

第十五条 調査課は、法第二百二十九条第一項各号に掲げる調査（社会的信用に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。

(財務監督課の所掌事務)

第十六条 財務監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 監督事務のうち財務に関するものに関する事務をつかさどる。

二 入場料納入金及び認定都道府県等納付金の徵収に関する事務をつかさどる。

三 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の徵収に関する事務をつかさどる。

四 法第二百三十三条第一項の手数料の徵収に関する事務をつかさどる。

五 審査費用の徵収に関する事務をつかさどる。

附 则

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。